

福岡県公報

平成23年11月9日
第 3 3 2 6 号

目 次

告 示 (第1817号 - 第1824号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 2
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3

公 告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (県民情報広報課) …………… 3

告 示

福岡県告示第1817号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字村中1540番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1518番地2

伴 圭二

福岡県告示第1818号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月17日農林水産省告示第2064号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1819号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月12日農林水産省告示第1420号（2及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1820号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月8日農林水産省告示第1377号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1821号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月17日農林水産省告示第2065号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1822号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人障がい者相互支援センターMCP
- (2) 代表者の氏名
山崎 安則
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市長浦台2丁目2番1号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害がある人に対して、教育機関での学びを支援する事業等を行い、障害がある人の教育と学びの支援に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1823号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年10月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 地域生活サポート久留米

(2) 代表者の氏名

戸田 正則

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市津福今町499番地25

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者及びその他の地域住民に対して、地域で生活していく上で必要な、個人の尊厳の保持と自立に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年10月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 善導寺ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県久留米市善導寺町飯田393番地の4

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において、小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
合同会社西友	午前9時	午後10時	24時間	
その他	午前9時	午後10時	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後10時30分	24時間

公 告

公告

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則案及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成23年10月25日から平成23年11月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部県民情報広報課（県庁1階県民情報センター）に備え置きます。